

令和6年12月18日  
下水道河川局管路保全課

排水設備設置義務の免除に関する事務取扱要領及び排水設備接続特例の許可  
に関する事務取扱要領の一部改正に関する意見公募について  
(意見公募要領)

横浜市では、下水道法第10条第1項ただし書（排水設備設置義務免除）、横浜市下水道条例第3条第1項第2号ただし書（排水設備接続特例）を基に、一定の基準を満たす汚水を、公共用水域や雨水管に排水することを許可しています。

この度、下水道法施行令の改正に伴い、「排水設備設置義務の免除に関する事務取扱要領」及び「排水設備接続特例の許可に関する事務取扱要領」を改正します。

つきましては、広く市民の皆様から御意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

1 御意見公募期間

令和6年12月18日（水）から令和7年1月17日（金）まで

2 御意見提出方法

次のいずれかの方法により、御提出願います。

なお、電話での御意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：[gk-kanrohozen@city.yokohama.lg.jp](mailto:gk-kanrohozen@city.yokohama.lg.jp)

横浜市 下水道河川局 管路保全課 下水道普及担当 宛て

(2) 郵送の場合

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 市庁舎30階

横浜市 下水道河川局 管路保全課 下水道普及担当 宛て

(3) FAXの場合

FAX番号：045-641-5330

横浜市 下水道河川局 管路保全課 下水道普及担当 宛て

### 3 注意事項

- (1) いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) いただいた御意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。
- (3) 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
- (4) その他個人情報については、個人情報の保護に関する法律にしたがって適切に取り扱います。

### 4 御不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市下水道河川局管路保全課 下水道普及担当 宛て  
電話番号：045-671-2829

※ 電話による御意見は御遠慮くださいますようお願いいたします。

以上